

一般社団法人栃木県解体工事業協会政治連盟規約

(目的)

第1条 一般社団法人栃木県解体工事業協会政治連盟は、栃木県の解体業の利益を代表し、その社会的地位の確保と向上、解体業の発展を促進させるための政治活動を行うこと、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(名称)

第2条 この連盟は、一般社団法人栃木県解体工事業協会政治連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(事務所)

第3条 この連盟の事務所は、宇都宮市に置く。

(組織)

第4条 この連盟は、一般社団法人栃木県解体工事業協会の会員をもって構成する。

(活動の区域)

第5条 この連盟の活動区域は、栃木県の区域とする。

(事業)

第6条 この連盟は第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 解体業の要望事項を関係当局に伝達し、これを実現するための運動
- (2) 解体業の社会的・経済的地位の向上のための啓蒙・宣伝及び実行運動
- (3) 解体業の地位の向上と利益擁護のための特定の公職の候補者の推薦及び支持並びに特定の公職の候補者及び政党に対する政治資金の拠出
- (4) その他、目的達成に必要な事項

(機関)

第7条 この連盟に、総会及び理事会を置く。

(総会)

第8条 総会は、連盟会員をもって構成し、この連盟の意思の最高決定機関とする。

2 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

ただし、理事会が招集の必要があると認めたとき、または連盟員がその3分の1以上の同意を以って招集を請求したときは、会長はこれを招集しなければならない。

(総会の成立)

第9条 総会は連盟員の2分の1以上の出席によって成立し、議事は出席した連盟員の過半数を以って決める。

(総会の審議事項)

第10条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 運動方針
- (2) 決算及び予算の承認
- (3) 理事及び監事の選任
- (4) 規約の改廃
- (5) 会費の賦課及び納入方法

(理事会)

第11条 理事会は、理事を持って構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会より付議された事項
 - (3) その他会長が必要と認める事項
- 2 理事会は、前項のほかこの連盟の執行機関として総会の決定事項を執行し、緊急事項を処理する。
- 3 理事会は会長が招集する。

(理事会の成立)

第12条 理事会の成立及び議事の決定は、総会に準ずる。

(役員理事)

第13条 理事は、総会において14名以上17名以内を選任する。

- 2 役員は理事の互選により、会長1名副会長2名以内、会計責任者を選出する。

(役員理事の職務)

第14条 会長は、この連盟を代表し、運営を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは順位によりこれを代行する。
- 3 会計責任者は、会長の指示を受けて会計を処理する。

(理事の任期)

第15条 理事の任期は2年とし、重任を妨げない。

- 2 補欠選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(監事)

第16条 この連盟に監事2名を置く。

(監事の任務)

第17条 監事は、この連盟の業務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(監事の任期)

第18条 監事の任期は、理事に準じる。

(顧問・相談役)

第19条 この連盟に顧問及び相談役をおくことができる。

2 顧問及び相談役は、会長の諮問に答え、または会長に意見を具申する。

(顧問・相談役の委嘱)

第20条 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

2 会長は、顧問及び相談役を委嘱したときは、総会に報告しなければならない。

(顧問・相談役の任期)

第21条 顧問及び相談役の任期は、委嘱した当時の理事の任期に同じとする。

(事務局)

第22条 この連盟に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

(職員の任命)

第23条 職員は会長が任命する。

(会計)

第24条 この連盟の経費は、会費(年額5,000円)、臨時会費及び寄付金、その他の収入をもって支弁する。

2 一旦納入した会費は、これを返却しない。

(会計年度)

第25条 この連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

付則

1. この規約は、平成16年5月22日から施行する。

第25条の規定にかかわらず平成16年度の会計年度は、この規約の施行の日から平成17年3月31日までとする。

2. この連盟は平成22年5月28日の総会に於いて、名称を「栃木県解体業協会政治連盟」から「一般社団法人栃木県解体業協会政治連盟」に変更した。

3. この規約は平成23年3月11日の理事会に於いて、「栃木県解体業協会政治連盟規約」から「一般社団法人栃木県解体業協会政治連盟規約」に変更した。

4. この連盟は令和元年5月24日の総会に於いて、名称を「一般社団法人栃木県解体業協会政治連盟」から「一般社団法人栃木県解体工事業協会政治連盟」に変更した。

よって第1条、第2条、第4条の名称を「一般社団法人栃木県解体工事業協会政治連盟」に変更した。

以上